香美町消防団員準中型自動車運転免許等

取得費補助金について

補助対象者：新たに準中型自動車免許を必要とする消防団員及びオートマチック限定自動車免許の解除を必要とする消防団員に対して、取得するための講習及び受験に要した費用の一部を補助します。

香美町消防団員で、次のいずれにも該当する者

⑴　保有免許が普通免許（平成２９年３月１２日以降に取得し、最大車両総重量が３．５トン未満）の者、 又はＡＴ限定免許の者

⑵　車両総重量が３．５トン以上、又は自動変速機付き以外の消防車両を有する分団に所属する者

⑶　所属する分団の分団長が推薦する者

⑷　免許取得後５年以上在職し、消防団活動をすることを誓約する者

補助金額

⑴　準中型自動車免許　対象経費の２分の１　上限１０３，０００円

⑵　ＡＴ限定解除　　　対象経費の２分の１　上限　４８，０００円

※詳しくは、町ホームページで確認をお願いします。

香美町防災安全課